

令和 7 年 度 事業計画書（案）

社会福祉法人宇和島市民共済会

I 本部会計

II 施設会計

第 1 種社会福祉事業

軽費老人ホーム ケアハウスいこい

第 2 種社会福祉事業

老人デイサービス事業老人デイサービスセンターいこい

指定通所介護・総合事業第 1 号通所事業（第 3870300161 号）

公益事業

居宅介護支援事業所いこい

指定居宅介護支援事業所（第 3870300385 号）

宇和島市委託事業

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業「もみの木」

生活支援体制整備事業（三間中学校圏域）

社会福祉法人宇和島市民共済会
令和7年度事業計画書
(本部会計関係)

目 的

社会福祉法人の基本理念である「福祉サービスを必要とする者が、心身ともに健やかに育成され、又は、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるとともに、その環境、年齢及び心身の状態に応じ、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるように、社会福祉事業の他の社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施に努めなければならない」に基づいて公平・公正な法人運営を図り、常に健全かつ活力ある経営を図ることで財政基盤を確立し、地域福祉の充実発展に寄与する。

また、常に事業内容、サービスの内容を把握し、利用者へのサービスの質の向上、職員の質の向上を図るとともに勤務条件の改善、人材の育成・確保に努めるものである。

I. 評議員・役員（理事・監事）の選任

- (1) 定款を遵守し、必要な要件を満たした社会福祉事業・経営に精通する知識・経験が施設運営に反映される構成に努める。

II. 評議員会・理事会の開催

- (1) 評議員会・理事会の開催手続きは、定款の定めによって行われ、要決議事項について適切な時期に評議員会・理事会を開催する。
- (2) 定足数等の必要な要件を満たし、要決議事項について実質的な審議を経て決議を行う。
- (3) 開催ごとに定められた形式で議案に関する発言内容を正確に記録し、重要書類として保管する。
- (4) 監事は定められた資格要件を満たし、必要な都度監査を行う。また、7年度においても、1名の監事に愛媛県社会福祉施設経営者協議会主催の社会福祉施設監事監査研修会を受講していただく。
- (5) 資料の配付・研修会等への参加を行い、社会福祉法人の基本的知識及び役員の役割を周知徹底していただく。

III. 資産・会計管理

- (1) 基本財産とその他の資産を適正に区分し、全ての財産を規程通りに管理する。
- (2) 社会福祉法人会計基準に基づき、適正に会計管理及び処理を行う。
- (3) 施設の実態を十分把握し、関係職員の意見を参考に実質的な予算を編成し、必要とあれば年度途中で適宜見直しを図り、適正な執行に努める。
- (4) 会計責任者と出納者を分離した内部牽制組織の維持に努める。

- (5) 決算は決められた時期に作成し、公認会計士による審査を受け、監事監査を経て理事会に諮り、評議員会に報告する。
- (6) 工事請負、物品の購入等に関しては、規定に基づいて契約を行い、適正な競争原理に基づいて業者の選定を行う。
- (7) 寄付金の受入には、適正な書類処理に努める。

IV. 人事管理

- (1) 法人が自主的な事業運営を積極的に展開していくために、職員の採用、育成、評価、処遇を一体的に考えた適切な人事管理に努める。
- (2) 職員の資質の向上を図るために、ウェブを活用した施設内研修はもちろんのこと、外部研修等でもICT活用による積極的な参加、各種資格取得に対しても人材育成のため法人として積極的に支援する。
- (3) 優秀な人材を確保するために、給与面のみならず福利厚生等の処遇面で、可能な限りの充実を図る。

VI. 安全管理

- (1) 必要に応じて各計画・BCPの見直しを行うと共に、職員に対して、研修・訓練を通じて周知徹底を図る。
- (2) 定期的な防火設備及び可燃物の保管状況の点検を行う。
- (3) 防火訓練・津波避難訓練・風水害避難訓練を必要回数実施するとともに、入居者の状態に応じた工夫をし、入居者及び全職員が訓練を重ねることで経験を積んでいく。
- (4) 消防機関・宇和島市危機管理課・高齢者福祉課・包括支援センター及び地域住民との連携強化を図っていく。
- (5) 非常災害時に対応するため、南予地区老人福祉施設協議会の施設間で締結された災害時相互援助協定及び宇和島市災害時相互応援協定に基づき連携強化を図っていく。

VII. 衛生管理・感染症対策

- (1) 職員全体がマニュアルに基づき、日常的に施設全体の衛生に努める。
- (2) 食品・飲料水等について、食品衛生法等に基づき、管理するとともに保健所等との連携をとる。
- (3) 新型コロナウイルス感染症だけでなく、職員に感染症対策に必要な様々な方法による研修会等に積極的に参加させ、感染症対策強化を図る。また、必要に応じて協定締結等でも関係各機関との連携強化に努める。
- (4) 感染症対策マニュアルに基づき、汚物・医療用具・廃棄物等の処理に努める。
- (5) 多職種で構成される感染症対策委員会・事故防止委員会・防災対策委員会・身体的拘束等適正化委員会及び虐待防止委員会などの定期的な開催を実施し、それぞれの対応・対策について最善の方法等の協議を行う。

令和7年度役員会等行事予定

令和7年	5月 下旬	法人内部監査
	6月 初旬	理事会開催
		(1) 令和6年度施設運営経過報告
		(2) 令和6年度本部会計・施設会計事業報告
		(3) 令和6年度本部会計・施設会計収支決算報告
		(4) 令和6年度内部監査報告
		(5) 任期満了に伴う評議員・役員人事案審議
		(6) その他
	6月 下旬	評議員会開催
		(1) 令和6年度本部会計・施設会計収支決算報告
		(2) 令和6年度内部監査報告
		(3) 任期満了に伴う評議員・役員人事案審議
	6月 同日	理事会開催
		(1) 新理事による理事長の選任
	7～12月頃	理事会開催
		(1) 施設運営経過報告
		(2) 令和7年度本部会計・施設会計第1次収支補正 予算案の審議
		(3) その他
令和7年	3月 下旬	理事会開催
		(1) 施設運営経過報告
		(2) 令和7年度本部会計・施設会計第2次収支補正 予算案の審議
		(3) 令和8年度事業計画案の審議
		(4) 令和8年度本部会計・施設会計予算案の審議
		(5) その他

その他、必要時には随時、適正に理事会及び評議員会を開催する。

社会福祉法人 宇和島市民共済会

令和 7 年 度 事 業 計 画 書

(軽費老人ホーム ケアハウス)

1 基本方針

老人福祉法の基本理念に基づき、高齢者の特性に配慮した住みよい住居を提供し、利用者の主体性の尊重を基本とした自己実現の達成を支援しながら、明るく、楽しく、心豊かに生活できるよう配慮する。地域住民、法人内の利用者などとの交流も合わせて促進していく。

2 利用者の処遇

(1) 生活相談

福祉問題から日常生活面での悩み・不安の相談など、ご本人だけでなくご家族との相談・連携を十分に図りながら、心理・情緒面での支援にも配慮し、寄り添うことを心掛け、きめ細かな「生活相談・支援」に努める。

ア、要介護状態等、必要に応じて各種サービス事業者等と十分な連携を図り、その有効利用について援助を実施する。

イ、生活困窮に陥った方に対しても、今後の生活再建に向けての課題を一緒に考え、協力して解決していく。

ウ、判断能力が不十分な方に対して、家族との支援関係の把握・協力の程度を把握し、必要があると判断される場合には成年後見制度等の利用支援を行う。

(2) 給 食

給食については、ロハス栄養士（衛生管理者）とケア職員で協力して、食中毒の予防に万全を期し、利用者の身体状況に応じ考慮するとともに、季節感を取り入れつつ、楽しい食事ができるように努める。又、厨房については衛生面に十分な注意を払い、清潔保持ができるよう努める。

(3) 環境の整備

施設内外の美化に努める。特に共用部分・設備等の清掃、消毒、維持管理には十分配慮し、必要な場合には、業者による保守管理・修繕を行う。

3 健康管理

利用者の実態を的確に把握し、必要があれば通院先の主治医・ご家族と連携を図り、病状確認・早期の疾病予防・回復に努めるとともに、緊急時は24時間ナースコール等での緊急対応及びご家族への連絡体制を維持する。

感染対策のために、施設だけでなく入居者の皆さんへもご理解いただき、協力して施設へ持ち込まない努力を続ける。

4 防災計画

「防災計画」及び「自然災害 BCP」に則り、防災管理者を中心に、震災・

火災・その他災害の被害を最小限に止めるため、大規模災害避難訓練は年1回以上、消防避難訓練は年2回（昼間想定・夜間想定）計画し実施する。

5 日 課

朝 食 7:30 ~ 8:30

昼 食 12:00 ~ 13:00

夕 食 18:00 ~ 19:00

入 浴 13:00 ~ 17:00 （日曜日を除く毎日）

※シャワー使用は迷惑にならないよう申し出により24時間何時でも可

戸締り 21:00 ~ 6:00

規定時間は上記の食事時間と入浴時間また戸締り時間とする。

その他の事項に関しては、プライバシーを遵守し自主性を尊重する。

管理規程等参照。

6 資金計画

利用料金一覧表に則って、利用者の利用料金及び県からの補助金を収入財源とする。

尚、予算に関しては実績を踏まえ入居者30名を基本目標として実施する。

7 施設行事

基本的には入居者の自主性にて計画・実施することとしているが、入居者の平均年齢も高くADLの低下及び介護度の上昇も見られるため、施設側からの提案及び援助が欠かせない状態になっている。しかし、入居者からご提案があった事案については親睦会等にて協議・実施を検討する。

定期的な行事として、入居者親睦会・お花見・納涼祭・観月会・クリスマス兼望年会・避難訓練等を予定し、随時の行事として、喫茶いこい・体操・認知症予防脳トレ・お買い物援助等、自主的に参加できる行事を実施する。

8 入居者確保（重点項目）

具体的には、地域住民の口コミを増やすため、入居者と地域住民が触れ合う機会を創造し、他の地域から入居した方々にも地域になじんでいただくための交流を、感染対策を優先しながら継続する。また、宇和島市の民生児童委員の方に対しても、働きかけを行い施設のご紹介をさせていただき、住み慣れた地域で、少しでも暮らしやすい方法の選択肢としてケアハウスを知っていただくための努力を行う。

宇和島市が行う総合事業を活用し、周辺住民の方の健康づくり・介護予防に寄与し、同時に入居者と周辺住民の方のコミュニケーション形成の場として活用する。

入居申し込みのあった方々には現在の生活状況を把握し、適切な時期にご入居いただけるよう連絡を行うとともに、必要な場合には家庭訪問も実施。

[年間行事計画表]

月	行 事	備 考
7年4月	お花見 (入居者・施設職員)	感染症等の流行状況を考慮しながら、入居者様の楽しみのある生活の維持に努める。
5月		
6月		
7月	和霊大祭 希望者やデイを活用して、そうめん流し等の行事が実施可能なら予定する(入居者・施設職員)	
8月	納涼祭 (入居者・職員交流)	給食懇談会 2回と入居者親睦会2回は、3月9月を軸に随時の開催として対応する
9月	防火訓練 (昼間想定) 敬老会 (入居者・職員交流)	
10月	観月会 (入居者・職員交流)	
11月	紅葉狩り (入居者・施設職員)	
12月	クリスマス兼望年会 (入居者・職員交流)	
8年1月	鏡開き喫茶 (入居者・施設職員)	
2月	希望者やデイを活用して、観梅予定 (入居者・施設職員)	
3月	津波避難訓練・防火訓練 (夜間想定)	

※ 体操教室、歌の会、脳トレは毎月開催

※ 令和7年度はカラオケの会を予定

社会福祉法人宇和島市民共済会
令和7年度事業計画書
(老人デイサービスセンターいこい)

今年度目標

介護保険制度改正を受けて、安定した状態を継続する事が難しい事業時世であるが、在宅で介護生活を送られているご利用者、及び介助者の生活基盤の一つとしての事業であることを踏まえ、重度者対応の継続は最も重要な柱の一つである。一律にサービス提供を行うのではなく、ケースごとの事情や背景、そして状況に合わせた対応を心掛け、ケアハウスや居宅介護支援事業所と連携を図りながら法人内で話し合い、個別性を高めるため、可能な限り職員の資質向上を図り、ご利用者様の顧客満足度を上げるための取り組みに努める。

事業内容

(1) 実施日及び実施時間

○実施日

月・火・水・金・土の5日間（木曜・日曜休業）

（職員の確保状況により変更する場合がある）

年末年始等については、ご利用者様および法人内連携の中で話し合い検討、但し、本法人が休業が必要と認めた日を除く。

○実施時間

基本的には、午前8時30分から午後5時の時間帯で、概ね5～6時間の時間帯サービスを提供する。（ケースに応じ短縮・延長も対応検討）

(2) 利用定員

○実利用者1日当たり30名以内（総合事業対象者・要支援者含む）

(3) 職員配置状況

○管理責任者	1名（相談員兼務）
○生活相談員	3名（管理者・介護職等兼務）
○介護職員	5名（相談員・看護師兼務あり）
○看護職員及び機能訓練指導員	3名（パート・時短勤務含む）

(4) サービス内容

- 送迎 ○生活相談（相談援助等） ○機能訓練
- 日常介護サービス ○給食サービス（介護保険対象外）
- 入浴サービス ○健康チェック
- アクティビティサービス（レクリエーション）
- 施設外活動（機能訓練・モチベーションアップ目的として実施予定）
- その他、サービスの提供に必要と認められる援助

運営方針

通常のデイサービスより重度の方に手厚い介護を行う事業所として、看護師を中心として実施。相談員、介護職員もご家族との信頼関係構築に取り組みながら、法人内連携を中心に他事業所のケアマネージャーとのコミュニケーションを図り、個別対応に問題が無いか、顧客満足度は低下していないか、常に検証する視点をもって、業務にあたる。

今年度事業目標

- (1) 総合事業への対応
 - 体制の整備と強化及び、各職員の技能と知識の習得
 - 今後の宇和島市の総合事業計画への対応
- (2) 介護支援専門員、及び関係諸機関との連携
 - サービス担当者会議への積極的な参加
 - 介護支援専門員へ、月ごとの利用者状況報告及び計画書の配布
 - 関係諸機関及び行政機関・地域包括支援センター等との情報連携
 - 地域医療機関及びご利用者主治医との連携強化
- (3) 地域住民、家族との連携
 - いこいノートの有効利用による家族とのコミュニケーション構築
 - 家族の状況や精神状態にも配慮した家庭訪問の実施
- (4) サービス内容の充実
 - 生活行為向上支援のため、居宅での環境を確認
 - アセスメントとケアプランから個々の利用者ごとに実施目標を設定し、通所介護計画を作成する。
 - 入浴方法検討（自立支援を目的とした中間浴、特殊浴利用の検討）
 - 食事メニュー、方法検討（個別のメニュー,食材,摂取方法の検討）
 - 月1回の全体ケース検討会議実施と記録の整備
- (5) レクリエーション活動の充実
 - みんなでより楽しんでもいただけるレクリエーションの実施
 - レクリエーション技術習得のための研修及び情報の収集・実践
- (6) 各種マニュアルの活用
 - 緊急時対応(病気・事故など)の周知徹底及び研修への積極的な参加
 - 事故発生時の迅速な対応方法強化と、防災訓練の実施
 - 家族・ケアマネ等との関係強化及び、リスク情報の共有体制強化
 - 認知症・重度等の利用者に対するケア技術の強化
- (7) 研修
 - 各研修会への積極的な参加
 - 施設内研修の企画及び実施
- (8) 各種加算の取得及び介護職員処遇改善の継続
 - 現在の態勢で取得可能な加算についての検討
 - 処遇改善については、事業所の職員全員に計画書の内容の周知を行う
 - 申請書・処遇改善計画書の提出及び対象事業者の承認
 - 介護報酬の請求・交付金の受領を受け、事業実績報告書の提出

社会福祉法人宇和島市民共済会
令和 7 年度事業計画
(居宅介護支援事業所)

1. 運営方針

居宅介護支援事業所は、心身の変化に起因する疾病等により、要介護状態となっても可能な限り居宅において、その有する能力に応じた日常生活を営むことが出来るよう、傾聴や相談によって利用者や家族の不安や悩みを受け止め、生活全般を見渡しその置かれている環境など解決すべき課題を把握し、信頼関係を構築しながらご利用者本人の意欲を高め、適切な保健・医療サービス及び福祉・介護サービスを総合的・効率的に提供し可能な限り住み慣れた地域で生活ができるように支援することを目的とする。

近年、新型の感染症及び大規模災害が頻発する中で「感染症や災害への対応力強化」を図るとともに、団塊の世代の全てが75歳以上となる2025年の今年から、団塊ジュニア世代が75歳を迎える2040年も見据えながら「地域包括ケアシステムの推進」「自立支援・重度化防止の取組の推進」「介護人材の確保・介護現場の革新」「制度の安定性・持続可能性の確保」を図っていく。

宇和島市で導入されたみさいやネット（ICT）を活用し、医療者、介護者がフラットに情報を共有し、コミュニケーションを可能にすることで顔の見える連携関係を構築していく。また、独居及び認知症高齢者等の増加を踏まえ、効率的且つ適正なサービスの提供を図り、ご利用者やその家族が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、様々な支援策を組み合わせご利用者様への支援を行う。

事業内容(居宅介護支援事業所)

利用定員 居宅介護支援事業所合計 234 名(39 名×6)

職員数 専従 6 名：兼務 1 名

事業開始年月日 いこい ：平成 13 年 4 月 1 日

2. 令和7年度の重点目標

- ・質の高いケアマネジメントを行うよう、目標に沿って事業所内研修や外部研修等を行い、各職員のスキルアップを図る。
- ・地域の方たちと顔の見える関係作りを図ることを目標とし、社会資源として地域の高齢者への協力などを働き掛け、住み良い地域づくりを目指す。
- ・ケアマネジメント業務において運営基準減算項目に該当しないよう担当介護支援専門員と他職員でダブルチェックを実施する。
- ・可能な範囲で ICT の導入を図り、医療と介護の繋ぎ目のない支援が行えるよう、関係機関との連携を図る。
- ・災害時やコロナ禍における要援護者の情報、状況の把握に努め、緊急対応の在り方を検討する。

令和7年度研修計画書

居宅介護支援事業所

氏名 勤続年数	個人目標	研修目標・研修内容等		
		内部研修	外部研修	備考
水井秀美 (11年) 管理者	事業所内総括を行いながら、困難事例等への取り組み、連携を行う。	事例検討会	合同研修会	
		所内カンファ	各種研修会	
		研修報告	地域活動への参加	
			地域ケア会議	
			ケアマネの会	
寺崎裕美 (27年)	障害や他の制度理解を深め、事業職員の今後の連携支援につなげる。	事例検討会	合同研修会	
		所内カンファ	各種研修会	
		研修報告	地域活動への参加	
			地域ケア会議	
			ケアマネの会	
山田英幸 (12年)	地域での困難事例や複合課題に対応するための連携先や知識の拡充を図る。	事例検討会	合同研修会	
		所内カンファ	各種研修会	
		研修報告	地域活動への参加	
			地域ケア会議	
			ケアマネの会	
赤松明子 (7年)	地域課題を学んだ経験を活かし、ご利用者様が地域で生活を維持するための連携を図る。	事例検討会	合同研修会	
		所内カンファ	各種研修会	
		研修報告	地域活動への参加	
			地域ケア会議	
家森佳子 (6年)	オンライン研修も取り入れ、状況に合った知識の獲得に努める。	事例検討会	合同研修会	
		所内カンファ	各種研修会	
		研修報告	地域活動への参加	
			地域ケア会議	
土居琴美 (4年)	地域の声を取り入れ、他制度理解を深め、個別支援の幅を広げる。	事例検討会	合同研修会	
		所内カンファ	各種研修会	
		研修報告	地域活動への参加	
			地域ケア会議	
岡 照子 (3年)	法人内の他事業との連携を深め、協力しながら個別ケースにあたる。	事例検討会	合同研修会	
		所内カンファ	各種研修会	
		研修報告	地域活動への参加	
			地域ケア会議	

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業「もみの木」 及び

生活支援体制整備事業（三間中学校圏域）

令和7年度 事業計画書

1 行動方針

社会福祉法人が本来行うべき事業として地域福祉の推進を捉え、子供・高齢者・障害者など全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、「地域共生社会」の実現を目指す。支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成・促進する。

2 他人事を「我が事」に変えていく取り組み・重層事業及び協議体事業

地域での福祉に関する困りごとや困難なケース・課題に対して、現在まで行ってこられた住民のノウハウを活かし、成功事例の情報を集め共有することで、地域住民の関わりや協働を重ねながら、当事者へのプライバシーに配慮した上で広く住民の方にご協力いただく。また、アフターコロナの時代に対応した地域の諸問題に関して共に学ぶことを通じて、地域や福祉を身近なものとして考える機会の確保を行う。

3 とりあえず「丸ごと」受け止める場の継続・アウトリーチ

住民に身近な圏域での「世帯丸ごと」「複合課題丸ごと」を受け止める場として活用いただいている「もみの木」で、行政や専門的対応の可能な人材発掘・連携を継続し、地域包括ケアシステムの推進と、多様な連携による包括的生活支援体制整備を図る。また、相談者の実態を的確に把握し、必要があれば緊急的な対応が図れるよう、地域資源の把握と活用を促進する。

4 生き生き教室の実施・介護予防事業

事業開始当初より、地域の方々から身体を動かす場がほしいとの要望があり、地域住民と行政施策をコーディネートすることにより開始した宇和島市総合事業である「生き生き教室」も8年目を迎え、感染症対策を実施しながらも、地域住民の介護予防に資する事業として継続を図る。

5 住み慣れた地域で暮らし続けられるために・協議体事業

高齢者を中心に地域住民の各福祉問題や潜在的な意識に関する相談・支援ニーズを、三間町ならではの様々な取り組みを行っている各団体・組織・場所と連携を図り、公民館・隣保館・民生児童委員連絡会・三間地区社会福祉協議会ともみの木運営協議会を含めた5団体等連絡協議会のさらなる活動を促進する。制度は違えども同じ三間町で活動している施設・人々と様々な可能性を検討し、地域コミュニティ形成や集いの場、問題解決・生きがいつくりの街として、それぞれのニーズと三間町にある地域資源を合わせた取り組み方法を模索し「住民と一緒に」をキーワードに、住みやすい街づくりへ活かす方法の検討と活動が続ける。

6 その他・複合的支援

※ 放課後子ども教室の利用（週2回及び長期休暇中）を継続し、もみの木食堂（地域食堂及び配食）や様々な住民活動・企画・各地域行事・ふれあい事業・防災に対する取り組み（防災・避難訓練）など、様々な団体・組織と、一歩踏み込んだ連携を図り、共に関わることでできる行事や支援活動を、三間町ならではのつながり方で、継続的に実施を図る。

※ 宇和島市が受託している孤独孤立対策事業及び居住支援事業へ協力、重層事業の中で実施できる支援を続けながら、市役所各課との連携強化を図り、新しい取り組みを事業として行える場合には積極的に法人の事業として取り組める体制づくりを行う。